

呉市水道局業務委託等における最低制限価格の決定等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市水道局が発注する業務委託及び修繕等(以下「業務委託等」という。)の入札について、最低制限価格の予測困難性を高めること及び極端に低廉な価格による受注を防止し適正な履行の確保を図ることを目的として、呉市水道局契約規程(昭和39年水道局規程第12号)第20条第2項の規定に基づき定める最低制限価格の決定方法及び事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領は、原則として、予定価格を事前に公表する入札のうち業務委託等に係る入札(以下「対象入札」という。)に適用する。

(最低制限価格の設定方法及び設定範囲等)

第3条 最低制限価格の設定権者は、対象入札ごとに当該予定価格の100分の70以上100分の80以下の範囲内で5種類の最低制限価格を設定し、これらの価格を記載した書面(以下「最低制限価格調書」という。)をそれぞれ作成しなければならない。

2 最低制限価格調書は、これらを封書にし、開札の際、開札場所に備えなければならない。

(最低制限価格の決定方法等)

第4条 対象入札の執行に係る職員(以下「入札執行官」という。)は、開札後、直ちに、最低価格入札者に最低制限価格調書から開封すべき調書を選ばせて、当該対象入札に適用すべき最低制限価格(以下「決定最低制限価格」という。)を定めなければならない。この場合において、最低価格入札者が開封すべき調書を選ばないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員に開封すべき調書を選ばせるものとする。

2 入札執行官は、前項の規定により決定最低制限価格を定めたときは、開封すべき調書を選んだ者に決定最低制限価格を示し、当該調書に署名させるものとする。

(落札者の決定等)

第5条 入札執行官は、落札決定を宣言するに先立ち、決定最低制限価格を読み上げるものとする。

2 決定最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、当該失格者以外の入札者のうち最低価格入札者を、当該対象入札の落札者とする。

(決定最低制限価格の公表)

第6条 財務課長は、対象入札について、当該入札結果の公表と併せて当該決定最低制限価格を公表するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。